

指定管理者が行う業務に関する仕様書（共通事項）

1 仕様書に定める業務に係る基本的な考え方及び留意事項等

（１）事業計画書の提出

仕様書に定める各業務（以下「各業務」という。）の次年度の運営方法及び日程等について事業計画書を作成し、毎年度３月末までに本市に提出すること。また、作成に当たっては、本市と十分調整を図ること。記載する内容は、次のとおりとする。

- ア 事業計画
- イ 収支予算書
- ウ その他本市が指定する項目

（２）事業報告書等の提出

ア 年間の事業報告

各業務の事業報告書を作成し、毎年度本市が定める期日までに提出すること。記載する内容は、次のとおりとする。

- （ア）事業報告
- （イ）利用実績
- （ウ）経費の収支決算
- （エ）その他本市が指定する項目

イ 毎月の事業報告

各業務の前月の利用実績について、毎月末までに本市に報告すること。

（３）各業務の管理

各業務については、モニタリングを行い、常に実施状況を把握するとともに、遺憾なく遂行するために、十分な体制のもとで現実的な計画を立て、適宜、適切な措置を講じること。

また、モニタリング結果とその結果に基づいて講じようとする措置について本市に報告するとともに、必要に応じて本市と協議して決定すること。

（４）危機管理対応

ア 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不足の事態には、遅延なく適切な措置を講じたうえ、本市をはじめ関係機関に通報するとともに、本市の応急対策に準じた対応を行う。

イ 危機管理体制を構築するとともに、事故発生時の対応について随時訓練を行うよう努める。

（５）個人情報保護の徹底

各業務の遂行に当たり、地方公務員法第３４条の「守秘義務」規定及び「京都市個人情報保護条例」を理解し、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の不適切な使用、紛失、流出等が、信用失墜につながる重大な行為であると認識のもと、個人情報の厳格な管理及び適切な運用のために必要な万全の体制を整備し、これを維持すること。

(6) 各業務にかかる習熟と円滑な事務運営

適切で丁寧な対応ができるよう、各業務の習熟を実現するとともに、情報や認識を共有し、また、必要に応じて関係機関へ連絡、確認し、その経験や知識を共有するなどして対応の標準化を図るなど、組織的に品質の向上に努めること。

(7) 再委託等の禁止

各業務に係る義務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではない。

ア 委託業者の選定、契約の締結及び委託料の支払いなどについては、本市に準じた取扱いとし、委託業者に対して、適切な指導・助言を行わなければならない。

イ 指定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 仕様書に記載のない事項

仕様書に記載のない細部事項は、協議のうえ決定する。

京都市ひとり親家庭等生活向上事業に関する仕様書

1 目的

この事業は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）並びに寡婦を対象として、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、ひとり親家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

2 事業対象

この事業の対象となる者は、京都市内に居住しているひとり親家庭等とする。

3 事業内容

ひとり親家庭等の児童のしつけ・育児又は親や児童の健康管理など生活の様々な面における困難を解決し、自立を支援するため、次の事業を実施する。

（1）ひとり親家庭等相談支援事業

ひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができる者を相談員とし、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言、指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への取次ぎ等を行う。

（2）生活支援講習会等事業

ア 生活支援講習会

（ア）事業内容

講習種目は次のとおりとする。

- a 児童のしつけ・育児に関する講習
- b 養育費の取得手続に関する講習
- c 健康づくりに関する講習
- d その他、地域において必要と認める講習

（イ）実施方法等

- a 年6回以上実施すること。
- b 講習内容は、講習を受講することにより受講者の自立につながると認められるものとする。

イ 生活相談

（ア）事業内容

- a 必要に応じて、各種講習終了後、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有する者による個別相談を実施すること。
- b 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備し、必要な場合には、本人の承諾を得て母子・父子自立支援員等関係者に情報提供すること。

(イ) 実施方法等

- a 生活相談の相談員は、生活支援講習会の講習内容に関し知識・経験を有し、適切な助言・指導をすることができる者とする。
- b 生活相談に当たっては、相談者の状況に応じて適切なアドバイスを行うとともに、必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。

ウ 託児サービス

(ア) 事業内容

必要に応じて、生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の児童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施すること。

(イ) 実施方法等

- a 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
- b あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- c 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。

(3) ひとり親家庭情報交換事業（ファミリーネットワーク事業）及び交流事業

ア 事業内容等

ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明け相談し合う場や、親子で楽しめる場を設け、交流や情報交換を行うことにより、不安や困難を解消し、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図るものとする。

イ 実施方法等

年12回以上実施すること。

(4) その他、本市が必要と認める事業

4 費用の負担

事業にかかる材料費、児童への補食等の実費を徴収することができる。

京都市ひとり親家庭等就業・自立支援事業に関する仕様書

1 目的

この事業は、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦並びに離婚を検討する者（以下「ひとり親家庭の親等」という。）を対象として、就業相談、就業支援講習会等の就業・自立支援事業を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定等を図ることを目的とする。

2 事業対象

この事業の対象となる者は、京都市内に居住しているひとり親家庭の親等とする。

3 事業内容

（1）就業相談

ひとり親家庭の親等の状況、職業の適性、就業への意欲形成等について適切な助言を行うとともに、求人等の情報を提供するものとし、次の事項に留意して行う。

ア 就業相談は、ひとり親家庭の親等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者が行うこと。

イ 就業相談の実施に当たっては、地域の雇用情勢、事業所の雇用状況、教育訓練講座の開設状況の把握に努め、ひとり親家庭の親等の就業意欲や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、就業に関する相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

ウ 就業相談に応じた場合には、その内容、助言事項等を記載した記録を作成するとともに、相談内容について秘密保持に十分配慮すること。

（2）就業支援講習会等事業

ア 概要

ひとり親家庭の親等のうち、就業経験がない者、未就業の期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い職に就くためのキャリアアップを望む者等、様々なニーズに対応するため、就職準備や離転職に関するセミナー（以下「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催する。

イ セミナーについて

セミナーの実施に当たっては、ひとり親家庭の親等の就業状況に関して深い見識を有する者を講師に選定し、次の内容を必要に応じて実施するものとする。また、年12回以上実施すること。

（ア）ひとり親家庭の親等への支援策についての情報提供

（イ）働くことの意義と適性

（ウ）就業に向けての生活環境のチェック

- (エ) 就職、再就職、離転職を取り巻く法律、制度
- (オ) 企業の求める人材
- (カ) 体験談、意見交換
- (キ) 就職情報、面接等の就職活動に関するもの
- (ク) その他本市が必要と認めるもの

ウ 講習会について

講習会の実施に当たっては、技能の習熟度に応じた講習会の段階的な実施や職場体験の実施など、個々の能力に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施するものとする。また、年12回以上実施すること。

エ 託児サービス

就業支援講習会等事業を実施する際には、ひとり親家庭の親等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施に当たっては次の事項に留意して行うものとする。

- (ア) 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
- (イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- (ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。

(3) その他、本市が必要と認める事業

ひとり親家庭の親等の就業・自立支援に資する先駆的な取組を実施する。なお、実施する場合は別途要綱を定めることとする。

4 受講料

就業支援講習会等の受講料は、無料とする。ただし、テキスト代、児童への補食等の実費を徴収することができる。

## 京都市ひとり親家庭等法律相談事業に関する仕様書

### 1 目的

本事業は、法律相談を受ける機会を定期的に提供し、養育費の確保をはじめとした、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が直面している専門的知識を要する諸問題の解決に向け助言・指導等を受けることにより、ひとり親家庭等の生活の安定等を図ることを目的とする。

### 2 事業対象

原則、京都市内に居住しているひとり親家庭等とする。ただし、離婚に伴う相談は離婚前でも対象とする。

### 3 事業内容

#### （１）概要

以下の相談に対する助言・指導等を行う。

- ア 養育費の取り決めや履行確保に関する相談
- イ 子どもの親権に関する相談
- ウ その他離婚に伴うもの等の必要な相談

#### （２）相談員

相談員は弁護士とする。

#### （３）実施回数等

- ア 「１回当たり３０分」を１枠とし、年間９６枠以上設けること。
- イ １日当たり４枠以上設けること。
- ウ 月１回以上実施すること。
- エ 年間数回は土曜日又は日曜日の実施とすること。

#### （４）留意点

- ア 実施場所は相談内容の外部への漏えいがないよう、機密性を持たせた安全な場所とすること。また、相談員は、正当な理由なく、その業務遂行上知り得た秘密を漏らしはならない。その業務が終了した後もまた同様とする。
- イ 実施場所は京都市ひとり親家庭支援センターとする。ただし、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではない。

### 4 費用の負担

相談料は無料とする。

## 京都市着物・スーツ貸出事業に関する仕様書

### 1 目的

本事業は、京都市に寄贈された着物、スーツ及びその付属品（以下「着物等」という。）を、ひとり親家庭等に低額な料金で貸し出すことで、ひとり親家庭等の生活の安定等を図ることを目的とする。

### 2 事業対象

京都市の区域内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ひとり親家庭の親等
- (2) ひとり親家庭の親等が扶養する子ども（ただし、未婚者に限る）
- (3) 養育者家庭の子ども（ただし、未婚者に限る）
- (4) 市内乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設に入所中の児童又はその児童であった者（ただし、未婚者に限る。）

### 3 事業内容

#### (1) 概要

京都市に寄贈された着物、スーツ及びその付属品（以下「着物等」という。）を、ひとり親家庭等に低額な料金で貸し出す。

#### (2) 貸出範囲

就職活動、成人式、結婚式、卒業式（18歳以上）、七五三等によるものとし、1人1着（1揃え）までとする。

#### (3) 貸出期間

ア 着 物： 3日間

イ スーツ：10日間

※ いずれも貸出日及び返却日を含む。

#### (4) 申請方法

ア 申請は、利用希望日の3か月前の月の初日から貸し出し日の1週間前まで受け付ける。

イ 貸出しは、申込みの受付順により決定したうえで、申請者に対し承認通知を交付する。

ウ 申請及び貸出承認に当たり、住所等の必要な事項の確認を行うために、身分証明の提示を求めることができる。また、転貸等の禁止行為や着物の取扱い等の留意事項について、あらかじめ申請者に確認及び同意を求めることができる。



(5) 維持管理

着物等の管理について、京都市物品会計規則第2条に定めるところにより、クリーニングや保険加入等の措置を講じ、良好な状態で管理できるよう、適正に管理する。

4 利用料等

着物等の利用料は無料とする。ただし、着物等のクリーニング代等の当該事業の実施に伴う維持費の一部を徴収することができる。徴収に当たっては、本事業の目的を踏まえ、低額となるよう配慮する。

万が一、着物等の利用者が、貸出中、故意又は過失により、着物等を亡失、消失、着用不能の程度の毀損又は汚損したときは、協議の上、貸出時の評価額相当の弁償の責を求めることができる。